

契 約 書

件 名 第 37 回千種区民まつり運営等業務委託

(第 37 回千種区民まつり)

日時：令和 8 年 12 月 6 日 (日)

午前 9 時 30 分から午後 2 時 00 分

場所：平和公園メタセコイア広場

(名古屋市千種区平和公園二丁目)

委託内容 別紙仕様書のとおり

委託金額

¥



うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥



履行期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 7 日まで

契約保証金

名古屋市契約規則第 3 1 条第 3 号の規定を準用し免除

上記の委託について、千種区民まつり実行委員会（以下「委託者」という。）と、「
」(以下「受託者」という。)との間において、別紙業務委託契約約款により契約を締結する。この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保管する。

令和 8 年 月 日

委託者 名古屋市千種区星が丘山手 103 番地
千種区民まつり実行委員会
会 長 山田 育大

受託者

業務委託契約約款

(総則)

第 1条 受託者は、委託者の提示した仕様書に従って、指示された業務委託を完了すること。

(当然履行義務)

第 2条 受託者は、この契約について契約書（請書の場合は「請書」と読み替える。以下同じ。）、約款及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、委託者の指示に従い受託者の負担で履行するものとする。

2 受託者は、業務の進捗状況について、委託者の求めに応じて報告するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 3条 受託者は、委託者の承諾がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(業務委託内容の変更等)

第 4条 委託者は、この契約の締結後の事情により、契約の内容の変更が生じた場合については、受託者と協議の上、これを変更できるものとする。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、双方協議して書面により、これを定める。

(履行困難時の対応)

第 5条 暴風、豪雨、地震等の自然的事象又は火災、騒乱、暴動等の人為的事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責に帰すことのできないものにより、受託者が業務を遂行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止を直ちに受託者に報告し、業務の全部又は一部を一時中止又は中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるもののほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受託者に報告し、業務の全部又は一部を一時中止又は中止させることができる。

3 前 2項により、受託者が業務の全部又は一部を一時中止又は中止したことにより損害を受けた場合について、委託者が負担する費用の額については、仕様書に定める中で双方協議して定める。

(検査及び引渡し)

第 6条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに委託者に業務完了届を提出し、委託者の指定した検査員の検査を受けなければならない。

2 検査の期日は、契約の業務を完了した旨を委託者へ通知した日から、10日以内の日であること。

3 受託者は、第 2項による委託者の業務の完了の確認があったときは、直ちにその成果品を委託者に引き渡さなければならない。

4 検査の結果、履行が不完全である旨の報告を受けたときは、指示された期間内に受託者の自費をもって完全なものと同引換え又は補正すること。

(代金の支払)

第7条 受託者は、契約の業務を完了し、第6条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 受託者が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した金額を延滞金として、委託者の指定する期限までに徴収する。

(危険負担)

第9条 契約の業務完了前に生じた損害又は第三者の被害は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者が一切を負担又は賠償すること。

(契約不適合責任)

第10条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者と受託者とが協議して、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第11条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第6条第3項の規定による引き渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(委託者の解除権)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することがで

きる。

- (1) 正当な理由がないのにこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
 - (2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (3) この契約の履行に当たり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) この契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
 - (5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき。
 - (6) その他この契約に定められた条件に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに委託者に支払わなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既納物件があるときは、その全部又は一部を取得し、その代価を払うことができる。

（相殺）

第13条 委託者は、この契約において、受託者から徴収すべき金額があるときは、その金額と受託者に支払うべき契約代金と相殺することができる。

（遵守事項）

第14条 本業務に係る契約は、別紙「情報取扱注意項目」、「談合その他の不正行為に係る特約条項」、「暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書」、「グリーン配送に関する特記仕様書」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

（疑義の決定）

第15条 この契約書、約款及び仕様書について委託者と受託者との間に意見を異にするときは、委託者の判断によるものとする。

2 この契約書、約款及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第16条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。

（補則）

第17条 この約款に定めるもののほか、受託者は関係法令の定めるところに従わなければならない。